



## 流入車規制条例

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正

大阪府環境農林水産部環境管理室 交通環境課

1

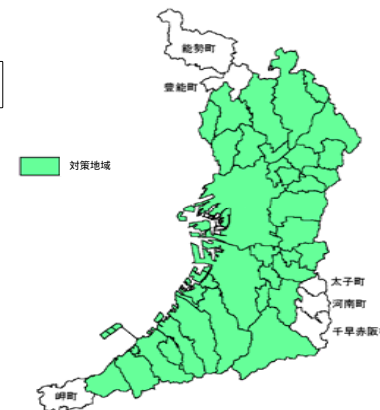
## 自動車NOx・PM法

環境基準の確保が困難な地域を対象に、自動車排出ガスの規制(自動車NOx法を平成13年6月改正)

### 自動車NOx・PM法の対策地域

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県の276市町村を指定(平成13年12月施行)

・府は、37市町、6町村(能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)が対策地域外



2

## 車種規制

対策地域内の自動車(トラック・バス、ディーゼル乗用車等)は、排出基準適合車のみ登録可能(平成14年10月施行)

非適合車は一定の猶予期間後、対策地域内では車検証の交付が受けられない(車検制度により担保)

3

## 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画

(平成15年7月策定)

自動車NOx・PM法に基づき策定「総量削減基本方針」(平成14年4月閣議決定)を踏まえ、平成22年度までの目標及び目標達成のための方途を規定

### 目標

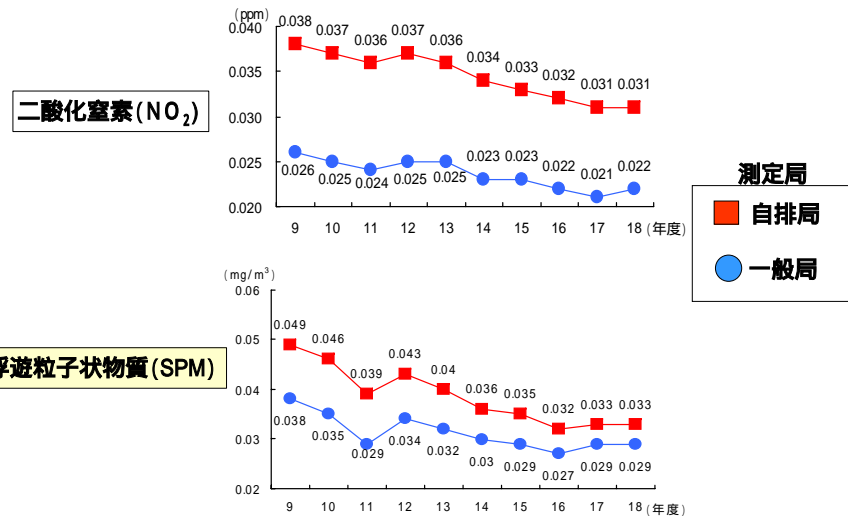
- ・平成22年度までに、NO<sub>2</sub>及びSPMの環境基準を達成
- ・NOx及びPMの排出削減量の目標を設定

### 計画の中間評価(平成18年1月)

- ・計画は着実に進捗
- ・目標の早期達成のためには、「流入車への対応」、「事業者指導の充実」等が今後の課題

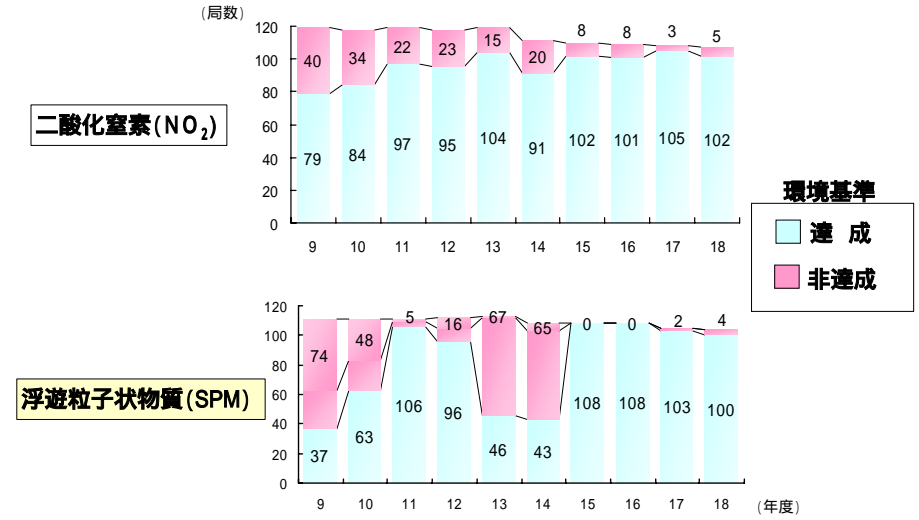
4

## 大気汚染物質の濃度は近年横ばい



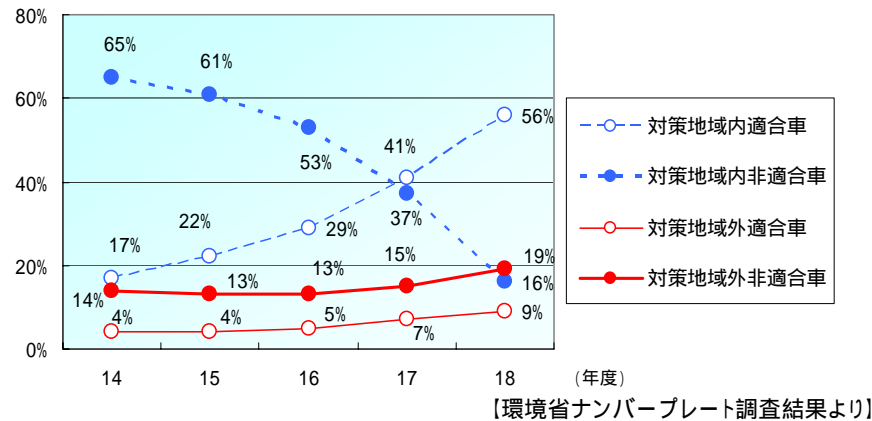
5

## 環境基準非達成が今なお数局



6

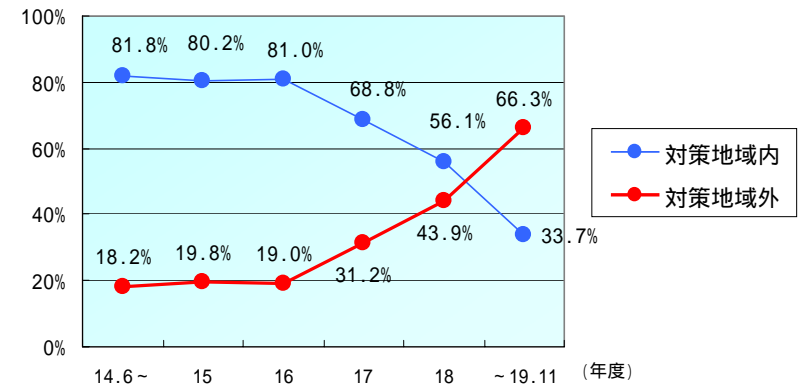
## 流入車の非適合車割合は増加



対策地域内外における適合割合の推移

7

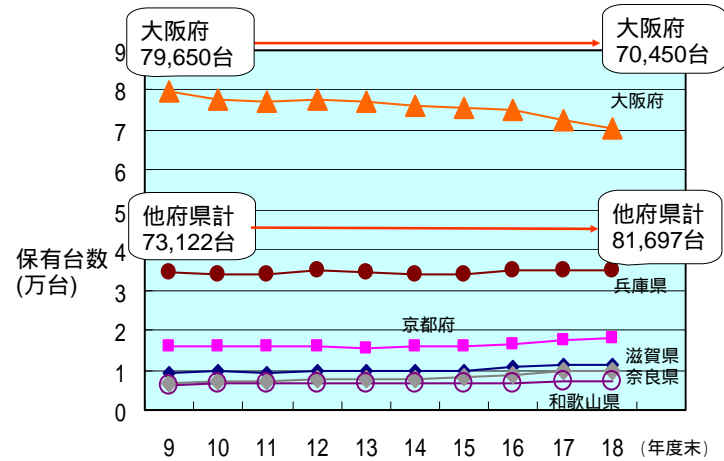
## 黒煙を排出する流入車割合は増加



黒煙を排出する流入車の割合

8

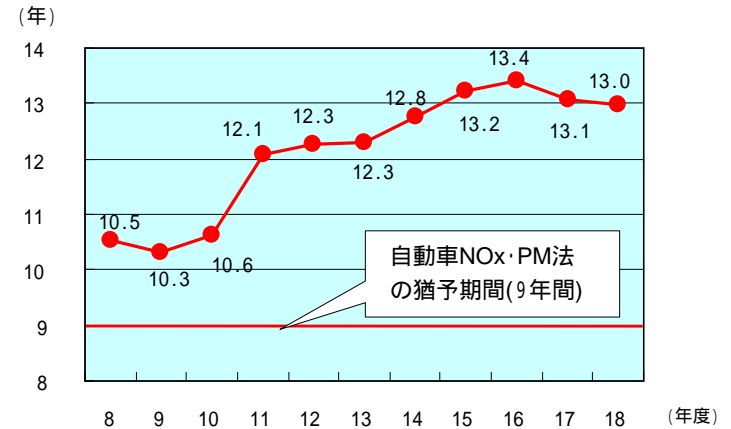
## 周辺地域の保有台数が増加



【(財)自動車検査登録協会資料より】

近畿府県別営業用貨物車保有台数の増減状況

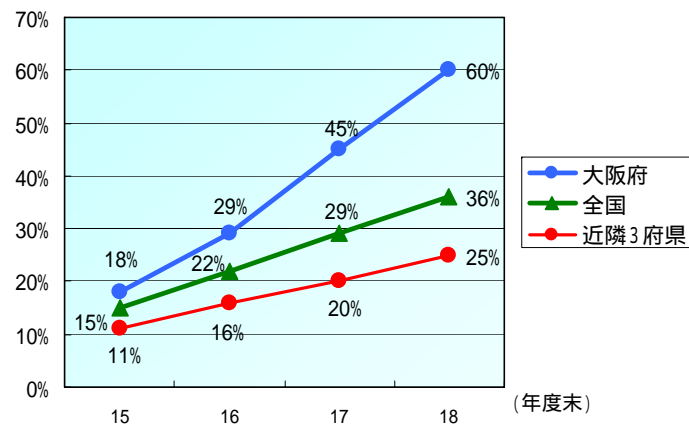
## 対策地域内外で使用年数の格差が拡大



【(財)自動車検査登録協会資料より】

普通貨物車の平均使用年数の推移(全国)

## エリア別の適合車割合



【(財)自動車検査登録協会資料より】

平成14年以降の初度登録車の割合

## 課題

**大気環境の改善は、足踏み状態**

府域に流入する非適合車の割合の増加、  
対策地域外での代替の遅れにより、  
**流入車からの排ガスの負荷割合が増大**

## 流入車対策の審議経過

### 平成19年3月

- ・「流入車対策のあり方」を大阪府環境審議会に諮問

### 3月～6月

- ・府環境審「流入車対策部会」を開催(計5回)
- ・部会中間報告案のパブリックコメント実施

### 7月

- ・府環境審が「流入車対策のあり方」を答申

13

## 大阪府環境審議会の答申概要

環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、  
運送手段の選択に影響を持つ**荷主等・旅行者**に対しても  
適合車の使用に関して義務を課し、短期間で実効性のある  
対策を目指すべき



荷主等・旅行者、貨物又は旅客の運送を行う者、施設  
管理者、行政等**幅広い主体が連携**して行う方法が**適当**  
車種規制適合車等を示す**ステッカーの貼付**を義務付ける  
ことが**適当**

計画の目標年次に向け、**早急に条例化**を図ること

14

## 流入車の規制条例の成立

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正

### 平成19年7月～8月

- ・条例素案のパブリックコメント実施

### 9月～10月

- ・条例案を府議会9月定例会に上程
- ・全会一致で可決(10月16日)

### 平成19年10月25日

- ・条例公布

15

## 運行規制

対策地域内をトラック・バス等で**発着する運行**には  
自動車NOx・PM法の車種規制適合車等の使用義務

### 規制開始時期

**平成21年1月1日**より、規制を開始  
(特種自動車の規制の開始日は施行規則で規定)

### 対象となる地域

府域の6町村(能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、  
千早赤阪村)を除く、**37市町**(対策地域)

対策地域に発着せず、通過のみの運行は、規制対象外

16

## 対象自動車

車種	ナンバープレートの分類番号
貨物自動車 (トラック、バン等)	1、10～19、100～199 4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2、20～29、200～299 (一部 5、50～59、500～599 7、70～79、700～799)
特種自動車 (乗用車ベースは除く)	8、80～89、800～899

緑、白ナンバーともに規制対象

乗用車、軽自動車、特殊自動車、及び二輪自動車は対象外



17

## 排出基準(自動車NOx・PM法と同じ)

車両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある車両	
	NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車
1.7t以下	0.48 g/km	0.055 g/km	平成14年規制以前	昭和56年規制以前
1.7t超2.5t以下	0.63 g/km	0.06 g/km	平成15年規制以前	平成元年規制以前
2.5t超3.5t以下	5.9 g/kWh	0.175 g/kWh	平成15年規制以前	平成4年規制以前
3.5t超	5.9 g/kWh	0.49 g/kWh	平成6年規制以前	平成4年規制以前

排出基準を満たしていないおそれのある型式でも、基準適合の車両もある  
非適合の車両も、国土省の「NOx・PM低減装置性能評価制度認定」の低減  
装置を装着し、車検証に車種規制適合の記載を受ければ、基準適合扱い

18

## 猶予期間(経過措置車)

排出基準を満たさない対象自動車は、自動車NOx・PM法と同じ猶予期間(施行規則)

車種	猶予年数
普通トラック	9年
小型トラック	8年
大型バス	12年
マイクロバス	10年
特種自動車	10年

猶予期間以降、臨時検査、構造等検査を受ける場合はその前日まで

19

## 車検証による確認方法

車検証の備考欄に自動車NOx・PM法における排出基準の適否、使用可能最終日などが記載

使用の本拠 型式 分類番号 初度登録年月 車種 燃料の種類 車両総重量

備考欄

20

## 車検証備考欄の記載例

「使用車種規制(NOx・PM)適合」  
府の対策地域内を発着可能

「平成 年 月 日以降の有効満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」  
有効満了日まで府の対策地域内を発着可能

「NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

府の対策地域内の発着不可  
( H14.10.1以降初度登録の対策地域外の非適合車の  
猶予期間については、施行規則で規定)

「NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」または記載無し。  
自動車検査官の検査を受け、適合車である証明が必要

21

## 適合車・経過措置車ステッカー

適合車、経過措置車ステッカーを車体に貼付  
(平成20年6月頃から交付開始予定)

所有者または使用者からの請求により、車検証の写し等を確認し、府が交付

連番により、車両ごとに管理し、偽造を防止



22

## 対象自動車を運行する者(全国)

### 適合車等の使用義務

対策地域を発着地とする運行では適合車、経過措置対象車の使用

### ステッカー表示義務

対策地域を発着地とする運行では適合車、経過措置対象車ステッカーの貼付

使用の本拠、自家用、営業用の区別は問わない



23

## 特定運送事業者(府域)

貨物・旅客自動車運送事業者であり、府域に本拠を有する対象自動車を30台以上所有又は使用するもの

第一種貨物利用運送事業者であり、資本金等が3億円を超えるもの

### 知事への報告(毎年度)

適合車等の使用に関し、前年度の措置及び当該年度にとる措置の概要を知事に報告(様式指定)

24

## 荷主等・旅行者(府域)

### 荷主等

- ・対策地域内を発着地として委託して運送させる者
- ・対策地域内に購入等した物品を運送させる者

### 旅行者

- ・旅行業を営むもの

### 適合車等使用の求め

他社に委託して運送を行う場合、適合車等を使用するよう、契約書等を通じて求める

### 適合車等の使用確認及び結果の記録

対象自動車の発着の際、適合車等が使用されているかステッカー等で確認し、記録

25

## 特定荷主等・旅行者(府域)

### 特定荷主等

- 貨物等又は購入等する物品を継続して又は反復して運送させる者であり、**資本金の額等が3億円を超え、**
- ・**延べ面積が1万㎡を超える事業所**
- ・**敷地面積3万㎡を超える事業所**
- のいずれかを有するもの

### 特定旅行者

**第一種旅行業**を営業者

### 知事への報告

適合車等の使用の求めの実施状況とその確認の結果の概要を知事に報告(様式指定)

26

## 施設管理者及び販売業者等(府域)

**施設管理者**(対象自動車が集中する施設等)

### 適合車使用の周知

各施設への貨物等または旅客の運送者に、看板、HP、チラシ等で適合車等の使用を周知

**対象自動車の販売業者及び賃貸業者**

### 適合車使用の周知

購入・賃貸するものに、書面等で、対策地域を運行する際の適合車等使用を周知

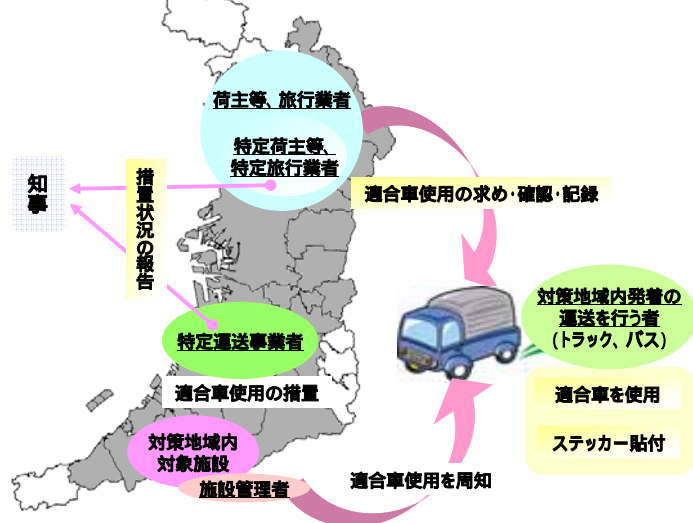
27

## 罰則等

違反内容	罰則等
○周知義務違反、 適合車等の使用の求め違反	勧告
○特定事業者の報告義務違反	5万円以下の過料
○立入検査、 報告の求めに対する違反	10万円以下の罰金
○確認・記録命令違反、 ステッカーの不正手段による請求	20万円以下の罰金
○ステッカーの表示命令違反、 交付対象車以外への使用	30万円以下の罰金
○適合車等の使用命令違反	50万円以下の罰金
○ステッカーの模造及び模造品の使用	6か月以下の懲役 または 30万円以下の罰金
○ステッカーの偽造、変造、 ステッカーの偽造品・変造品の使用	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

28

## 流入車規制の枠組み



運送事業者・荷主・行政等の連携した取組み

29

## 流入車規制の効果(平成22年度)

窒素酸化物排出削減量 **460t**  
 16,380t(計画の推計値) 15,920t

粒子状物質排出削減量 **94t**  
 740t(計画の推計値) 646t

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を  
 より早期かつ確実に達成

30

## HP、連絡先

おおさかの環境ホームページ“エコギャラリー”

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/index.html>

- ・条例概要
- ・条例新旧対照表

問い合わせ先

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課  
 自動車排ガス事業者指導グループ

TEL 06-6944-9251

FAX 06-6941-5778

31